

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県社会就労センター協議会

1 障がい福祉分野の人材確保について

要望内容
障がい福祉分野の人材確保について、県において介護・保育分野と同等な取組みをしていただくようお願いします。
(説明) 労働生産人口が確実に減少していく日本社会としての課題は否めない今日において、障がいのある方々の人生を支える私たち障がい者福祉を担う人材確保も非常に苦慮している現状が続いています。特に介護・保育と同等である福祉職でありながら、関わる期間は非常に長く、特別支援学校を卒業された方から高齢期を迎え介護保険へ移管されていく利用者まで様々です。それに加え、施設入所支援・就労支援・生活介護支援・地域生活支援・居宅支援・相談支援と多岐に渡り、障がい特性に配慮した利用者一人ひとりが、その人らしく地域で生きていく社会の実現に向けて、支え続けていく我々に課せられた使命に大きな意義を感じています。また、社会就労センター協議会という就労系事業所においては福祉系国家資格のみならず、就労においての多彩な専門資格を有する人材も多く必要としています。しかしながら、障がい者福祉の仕事のイメージは、介護・保育とは違い、同じ福祉を志す人材にはあまりイメージがわかない面があるのではないかと想像します。また、今後、外国人人材の導入も確実に必要となってくることが想定されながら、介護分野と違い、障がい特性の理解や外国人人材との文化的価値観の違い等で一步踏み出せない心理的不安が先立っているのではないかと想像します。そのような中で、障がい者福祉を志す方々や今後障がい者福祉で働いてみようと思うようなイメージアップ戦略、外国人人材の採用に向けた事業所と派遣側とのマッチング事業など鳥取県と連携した障がい者福祉の担い手の確保に向けた実践的取り組みを進めていただきますようお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：障がい福祉課〕

少子高齢化社会が進む中で障害福祉サービスが持続可能であり続けるために、障がい者福祉の担い手の確保は重要であると考えます。障がい者福祉分野のイメージアップ戦略、外国人人材の採用に向けた事業所と派遣側とのマッチングなど介護・保育分野と同様の人材確保施策を検討していきます。